

いじめの防止等に係る基本方針（平成28年3月28日策定）

1 趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、学校を含め、地域社会全体でいじめの問題に取り組むことが重要である。

この基本方針は、いじめ防止対策推進法に基づき本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等を行う心理的又は物理的な影響等を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」より）

3 いじめの防止に向けての基本的な考え方

（1）いじめの未然防止

児童一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において望ましい集団づくりを進めるとともに、全ての児童が積極的に教育活動に参加して活躍することができるようにする。

（2）児童の主体的な活動の支援

児童が自律して、自分たちでいじめのない学校をめざして取り組んでいくことが重要であることから、児童会等の組織の中に、いじめの防止等のための委員会を設置する。

（3）いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるとともに、日常的な実態の把握により、児童が発するどんな小さなサインも見逃さず、早い段階で適切に対応する。

（4）いじめへの組織的な対応

特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。また「いじめ防止対策委員会」を中心に、全職員がいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

（5）学校、家庭及び地域の連携

学校関係者、PTA及び地域の自治会等が連携・協働し、地域社会全体で児童を見守り育てる。

4 実施体制

いじめ対策推進法第22条に基づき、本校のいじめの防止等の対策のため、「いじめ防止対策委員会」（以下、「対策委員会」という。）を設置する。

対策委員会のメンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・特別支援コーディネーター・養護教諭とする。校長は必要に応じて心理、福祉等の専門家その他関係者を本委員会に加えることができる。

5 いじめの防止等に係る基本的な取組

(1) いじめの防止のための具体的な取組

①わかる授業づくり

基本的な学習内容を定着させるために、授業改善に取り組む。

②学習規律の徹底

校内規律を徹底し、教育活動の基盤をつくるために、城東校区三訓「時を守り、場を清め、礼を正す」を守らせる。

③道徳教育の充実

児童に道徳的実践力や思いやる心など感性を育てるために、道徳教育の充実を図る。

④児童会活動の充実

リーダーとしての自覚を持たせるために、代表委員会や委員会活動を仕組む。

⑥学級集団づくり 居場所づくり

児童がいじめに対して正しい認識を持ち、いじめをしない、いじめを放置しない態度を身につけさせるために、学級集団づくりと居場所づくりに取り組む。

⑦情報モラル

情報の危険性について気付かせるために、情報モラル学習に取り組む。

⑧学校環境づくり

落ち着いた環境づくりをするために、教室、靴（靴箱）、トイレのスリッパの整頓を徹底する。

⑨地域による子どもの見守り活動やあいさつ運動の充実

いじめを見逃さないために、地域ぐるみで子どもを見守り、あいさつ運動を充実させる。

(2) 早期発見・早期対応に向けての取組

①いじめの早期発見

児童のささいな変化を見逃さず、気付いた情報を職員全体で共有し、速やかに対応する。

②いじめの早期対応

被害児童（保護者）は、いじめの事象だけでなく、その後の関係や立場に対して不安を持っており、その心情をしっかりと理解した上で取組をすすめる。

③保護者や地域、関係機関（警察等）との連携

いじめを早期解決するために、保護者や地域及び関係機関と連携して対応する。

④日々の日記における実態把握

児童の心の変化などを把握し、実態把握に努めるために、日々の日記指導をする。

⑤いじめアンケートの実施（定期実施 6月・11月・2月）

児童の人間関係などを把握し、児童の困り感の把握に努めるために、アンケートを実施する。

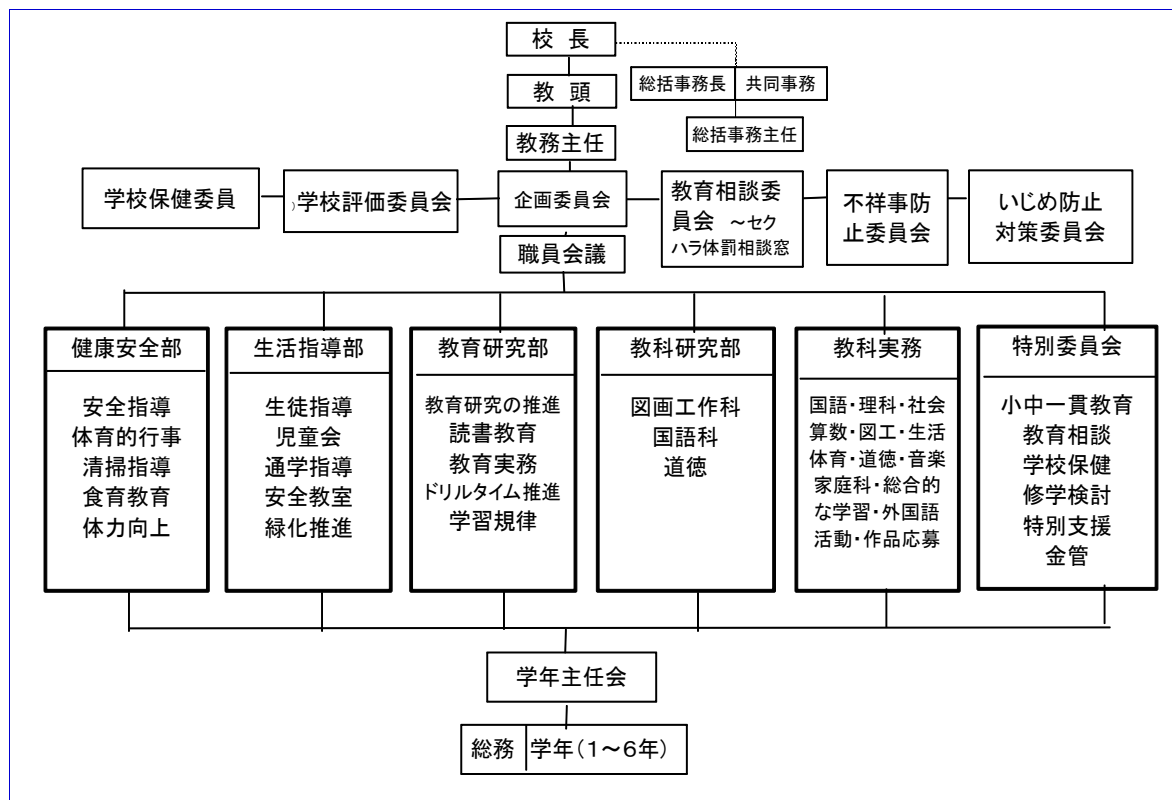
⑥個人面談の実施（定期実施 6月・11月・2月）

アンケートから把握した課題解決のための個人面談をする。

⑦教育相談日の設定

いじめに対応し、児童や保護者の悩みを解決するために、教育相談日を設けて有効活用する。

6 校内組織



7 重大事態への取組

【重大事態の定義】

- ①いじめにより児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）

【重大事態への対処】

重大事態が発生した場合、学校は速やかに福山市教育委員会に報告するとともに、プロジェクトチーム等を編成し、調査等の適切な取組を行う。

8 取組の検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ防止対策委員会において各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ防止対策委員会において、アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校児童数などいじめの防止等に係る具体的な数値を基に年度内の取組を検証し、次年度の年間計画を策定する。